

鳥取県居宅介護職員初任者研修等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「従業者基準」という。）、居宅介護職員初任者研修等について（平成19年1月30日付障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）（平成29年8月3日障発0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の規定に基づき、鳥取県が行う居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程及び行動援護従業者養成研修課程並びに視覚障害者移動支援従業者養成研修課程、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程、知的障害者移動支援従業者養成研修課程、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）及び強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「居宅介護職員初任者研修等」という。）について定め、障害者（児）の増大かつ多様化するニーズに対応した必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、鳥取県とする。ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 研修の受講対象者は、原則として、居宅介護従業者等として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

(研修カリキュラム)

第4条 本研修は、居宅介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修課程」という。）、障害者居宅介護従業者基礎研修課程（以下「基礎研修課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程（以下「重度基礎課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修追加課程（以下「重度追加課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修統合課程（以下「重度統合課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程（以下「行動障がい支援課程」という。）、同行援護従業者養成研修一般課程（以下「同行援護一般課程」という。）、同行援護従業者養成研修応用課程（以下「同行援護応用課程」という。）及び行動援護従業者養成研修課程（以下「行動援護課程」という。）並びに視覚障害者移動支援従業者養成研修課程（以下、「視覚移動支援課程」という。）、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程（以下、「全身性移動支援課程」という。）、知的障害者移動支援従業者養成研修課程（以下「知的移動支援課程」という。）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（以下「強度行動基礎課程」という。）及び強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「強度行動実践課程」という。）の14課程とし、各課程のカリキュラムについては別紙1のとおりとする。

2 各課程の目的及び時間数は、次のとおりとする。

- 一 初任者研修課程（130時間） 居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。
- 二 基礎研修課程（50時間） 居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。
- 三 重度基礎課程（10時間） 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。
- 四 重度追加課程（10時間） 重度基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重

度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。

五 重度統合過程（20.5時間） 重度基礎課程、重度追加課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚令49号）附則第4条及び第13条にかかる別表第3第1号の研修課程（以下「第三号基本研修」という。）を統合したものとして行うこととする。

六 行動障がい支援課程（12時間） 重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。また、本研修課程については、強度行動基礎課程と同内容であることから、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と合同で開催できるものであること。

七 同行援護一般課程（20時間） 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。

八 同行援護応用課程（12時間） 一般課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障がい及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として行うこととする。

九 行動援護課程（24時間） 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。また、本研修課程については、強度行動基礎課程及び強度行動実践課程と同内容であることから、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）及び強度行動障害支援者養成研修（実践研修）と合同で開催できるものであること。

十 視覚移動支援課程（20時間） 視覚障害者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。

十一 全身性移動支援課程（16時間） 全身性の障がいを有する者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。

十二 知的移動支援課程（19時間） 知的障害者（児）に対する移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。

十三 強度行動基礎課程（12時間） 強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的として行うこととする。

十四 強度行動実践課程（12時間） 強度行動基礎課程を修了した者で、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的として行うこととする。

（科目の免除）

第5条 一定の研修課程修了者が他の研修課程を受講する場合、研修科目及び研修時間のうちの一部を免除することができるものとし、その内容については別紙2のとおりとする。

（研修期間）

第6条 初任者研修課程については、原則として8月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、1年6月の範囲内で修了するものとする。

2 基礎研修課程については、原則として4月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、8月の範囲内で修了するものとする。

3 重度基礎課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、2月の範囲内で修了するものとする。

4 重度追加課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、

やむを得ないと知事が認めた場合については、2月の範囲内で修了するものとする。また、重度基礎課程と重度追加課程とを同時並行的に実施する場合については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、4月の範囲内で修了するものとする。

- 5 重度統合基礎課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、4月の範囲内で修了するものとする。
- 6 行動障がい支援課程について、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、2月の範囲内で修了するものとする。
- 7 同行援護一般課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、4月の範囲内で修了するものとする。
- 8 同行援護応用課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、2月の範囲内で修了するものとする。また、同行援護一般課程と同行援護応用課程を同時並行的に実施する場合については、原則として3月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、6月の範囲内で修了するものとする。
- 9 行動援護課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、4月の範囲内で修了するものとする。
- 10 視覚移動支援課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、4月の範囲内で修了するものとする。
- 11 全身性移動支援課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、4月の範囲内で修了するものとする。
- 12 知的移動支援課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、4月の範囲内で修了するものとする。
- 13 強度行動基礎課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、2月の範囲内で修了するものとする。
- 14 強度行動実践課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、4月の範囲内で修了するものとする。

(修了証明書の交付等)

第7条 知事は、第4条第2項の一から十二に定める研修の修了者に対し、修了証明書(様式第1号)及び携帯用修了証明書(様式第2号)を交付するものとする。また、第4条第2項の十三及び十四に定める研修の修了者に対し、修了証書(様式第3号)を交付するものとする。

- 2 知事は、研修修了者について、氏名、生年月日、修了課程、修了年月日、修了証明書番号等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

(研修会参加費用)

第8条 知事が実施する研修開催経費は、県が負担するものとする。ただし、研修会受講に係る教材費等の実費相当分については、受講者の負担とする。

(居宅介護職員初任者研修等の事業者としての指定)

第9条 知事は、自ら行う研修事業の他に鳥取県内において、社会福祉法人、学校法人その他の法人等が行う類似の研修事業のうち、適正な審査の結果、「鳥取県居宅介護職員初任者研修等に係る事業者指定要領(平成15年6月30日付第564号鳥取県福祉保健部長通知。以下「指定要領」という。)」で定める要件を満たすものを、居宅介護職員初任者研修等事業(以下「指定研修」という。)として指定することができるものとする。

- 2 指定研修の実施者(以下「指定事業者」という。)は、研修修了者に対し、指定要領で定める様式に準

じ修了証明書及び携帯用修了証明書等を交付するものとする。

- 3 知事は、指定研修修了者についても、第7条第2項に準じ適正に取扱うものとする。
- 4 指定事業者は、事業内容を変更、休止、廃止又は再開する場合には、指定要領で定める様式により知事に届け出なければならない。
- 5 事業の実施場所が複数の都道府県にわたる研修事業（単に受講者の募集対象地域又は居住地が複数の都道府県にわたる場合を除く。）については、事業の実施場所が鳥取県の場合は、鳥取県知事が指定するものとする。

（知事が認める研修課程）

第10条 下表の左欄に掲げる研修を修了した者又は資格を有する者は、それぞれ右欄に掲げる研修を修了した者とみなす。

修了した研修・資格	修了とみなす研修
居宅介護従業者養成研修1級課程及び2級課程	初任者研修課程
居宅介護従業者養成研修3級課程	基礎研修課程
実務者研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修をいう。）	初任者研修課程
看護師及び准看護師	初任者研修課程
視覚移動支援課程	従業者基準第1条第20号に定める廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第209号。以下「旧従業者基準」という。）第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修課程
全身性移動支援課程	旧従業者基準第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修課程
知的移動支援課程	旧従業者基準第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修課程

（合理的配慮等の提供について）

第11条 県及び研修事業受託者は、研修の実施にあたっては、バリアフリー環境の整備された会場で開催するなど基礎的環境整備に努めるとともに、各受講生の要望に応じ、最大限の合理的配慮を提供しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月26日から施行し、平成19年度から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年8月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年3月31日から施行する。

ただし、令和3年3月31日までは、別紙1記載「行動障がい支援課程」「行動援護課程」「強度行動基礎課程」「強度行動実践課程」の研修カリキュラムについて、改正前のカリキュラムの内容以上の研修を修了すれば当該研修の課程を修了したとみなす。

居宅介護職員初任者研修等事業カリキュラム

1 初任者研修課程	合計	130時間
(1) 講義及び演習		
ア 職務の理解	小計	6時間
(ア) 多様なサービスの理解		
(イ) 介護職の仕事内容や働く現場の理解		
イ 介護における尊厳の保持・自立支援	小計	9時間
(ア) 人権と尊厳を支える介護		
(イ) 自立に向けた介護		
ウ 介護の基本	小計	6時間
(ア) 介護職の役割、専門性と他職種との連携		
(イ) 介護職の職業倫理		
(ウ) 介護における安全の確保とリスクマネジメント		
(エ) 介護職の安全		
エ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	小計	9時間
(ア) 障害者福祉制度		
(イ) 医療との連携とリハビリテーション		
(ウ) 医療介護保険制度及びその他制度		
オ 介護におけるコミュニケーション技術	小計	6時間
(ア) 介護におけるコミュニケーション		
(イ) 介護におけるチームのコミュニケーション		
カ 障がいの理解	小計	6時間
(ア) 障がいの基礎的理解		
(イ) 障がいの医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識		
(ウ) 家族の心理、かかわり支援の理解		
キ 認知症・行動障がいの理解	小計	6時間
(認知症の理解)		
(ア) 認知症を取り巻く状況		
(イ) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		
(ウ) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活		
(エ) 家族への支援		
(行動障がいの理解)		
(オ) 行動障がいとは		
(カ) 自閉症の理解・自閉症の障がい特性		
(キ) 行動障がい起きる背景の理解		
(ク) 行動障がいを起こさないようするための支援		
ク 老化の理解	小計	3時間
(ア) 老化に伴うこころとからだの変化と日常		
(イ) 高齢者と健康		
ケ こころとからだのしくみと生活支援技術	小計	7.5時間
(ア) 基本知識の学習		
(イ) 生活支援技術の講義・演習		
(ウ) 生活支援技術演習		
コ 振り返り	小計	4時間

(ア) 振り返り

(イ) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修

※このカリキュラムとは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施すること。

2 基礎研修課程 合計 50時間

(1) 講義 計	25時間
ア 社会福祉に関する知識 小計	7時間
(ア) サービス提供の基本視点	3時間
(イ) 障害者（児）福祉の制度とサービス	2時間
(ウ) 老人福祉の制度とサービス	2時間
イ ホームヘルプサービスに関する知識と方法 小計	13時間
(ア) ホームヘルプサービス概論 (居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。)	3時間
(イ) サービス利用者の理解	3時間
(ウ) 介護概論	3時間
(エ) 家事援助の方法	4時間
ウ 関連領域の基礎知識 小計	5時間
(ア) 医学の基礎知識	3時間
(イ) 心理面への援助方法	2時間
(2) 実技演習 計	17時間
ア 共感的理解と基本的態度の形成	4時間
イ 介護技術入門	10時間
ウ ホームヘルプサービスの共通理解	3時間
(3) 実習 計	8時間
ア 在宅サービス提供現場見学	8時間

3 重度基礎課程 合計 10時間

(1) 講義 計	3時間
ア 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 (重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと。)	2時間
イ 基礎的な介護技術に関する講義	1時間
(2) 実習 計	7時間
ア 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5時間
イ 外出時の介護技術に関する実習	2時間

4 重度追加課程 合計 10時間

(1) 講義 計	7時間
ア 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4時間
イ コミュニケーションの技術に関する講義	2時間
ウ 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1時間
(2) 実習 計	3時間
ア 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習 (在宅等で生活する障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を1か所以上含むこと。)	3時間

5 重度統合課程	合計	20.5時間
(1) 講義	計	11時間
ア 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2時間※	
イ 基礎的な介護技術に関する講義	1時間	
ウ コミュニケーションの技術に関する講義	2時間	
エ 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障がいと支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3時間※	
オ 経管栄養を必要とする重度障害者の障がいと支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3時間※	
(2) 演習	計	1時間
ア 喀痰吸引等に関する演習	1時間※	
(3) 実習	計	8.5時間
ア 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3時間	
イ 外出時の介護技術に関する実習	2時間	
ウ 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5時間	
※印の講義・演習は第三号基本研修に相当する研修課程		
6 行動障がい支援課程	合計	12時間
(1) 講義	計	6.5時間
ア 強度行動障がいがある者の基本的理解に関する講義	1.5時間	
イ 強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5時間	
(2) 演習	計	5.5時間
ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1時間	
イ 行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3時間	
ウ 行動障がいの背景にある特性の理解に関する演習	1.5時間	
7 同行援護一般課程	合計	20時間
(1) 講義	計	12時間
ア 視覚障害者（児）福祉サービス	1時間	
イ 同行援護の制度と従業者の業務	2時間	
ウ 障がい・疾病の理解①	2時間	
エ 障害者（児）の心理①	1時間	
オ 情報支援と情報提供	2時間	
カ 代筆・代読の基礎知識	2時間	
キ 同行援護の基礎知識	2時間	
(2) 演習	計	8時間
ア 基本技能	4時間	
イ 応用技能	4時間	
8 同行援護応用課程	合計	12時間
(1) 講義	計	2時間
ア 障がい・疾病の理解②	1時間	
イ 障害者（児）の心理②	1時間	
(2) 演習	計	10時間

ア 場面別基本技能	3 時間
イ 場面別応用技能	3 時間
ウ 交通機関の利用	4 時間

9 行動援護課程 合計 24 時間

(1) 講義 計 10 時間

ア 強度行動障がいがある者の基本的理解に関する講義	1.5 時間
イ 強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5 時間
ウ 強度行動障がいがある者へのチーム支援に関する講義	3 時間
エ 強度行動障がいと生活の組立てに関する講義	0.5 時間

(2) 演習 計 14 時間

ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1 時間
イ 行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3 時間
ウ 行動障がいの背景にある特性の理解に関する演習	1.5 時間
エ 障がい特性の理解とアセスメントに関する演習	3 時間
オ 環境調整による強度行動障がいの支援に関する演習	3 時間
カ 記録に基づく支援の評価に関する演習	1.5 時間
キ 危機対応と虐待防止に関する演習	1 時間

10 視覚移動支援課程 合計 20 時間

(1) 講義 計 11 時間

ア 障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義 小計	3 時間
(ア) ホームヘルプサービス概論	2 時間
(イ) 居宅介護従業者の職業倫理	1 時間
イ 身体障害者(児)居宅介護等に関する講義	3 時間
ウ 視覚障害者(児)の疾病、障がい等に関する講義	2 時間
エ 基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義	2 時間
オ 障害者(児)の心理に関する講義	1 時間

(2) 演習 計 9 時間

ア 移動支援に係る技術に関する演習 小計	9 時間
(ア) 移動介助の基本技術	2 時間
(イ) 屋内の移動介助	2 時間
(ウ) 屋外の移動介助	4 時間
(エ) 応用技能	1 時間

11 全身性移動支援課程 合計 16 時間

(1) 講義 計 12 時間

ア 障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義 小計	3 時間
(ア) ホームヘルプサービス概論	2 時間
(イ) 居宅介護従業者の職業倫理	1 時間
イ 身体障害者(児)居宅介護等に関する講義	3 時間
ウ 全身性身体障害者(児)の疾病、障がい等に関する講義 小計	2 時間
(ア) 重度肢体不自由者における障がいの理解	1 時間
(イ) 介助に係わる車いす及び装具等の理解	1 時間
エ 基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義 小計	3 時間

(ア) 姿勢保持について	1 時間	
(イ) コミュニケーションについて	1 時間	
(ウ) 事故防止に関する心がけと対策	1 時間	
オ 障害者(児)の心理に関する講義	1 時間	
(2) 演習	計	4 時間
ア 車いすでの移動の介助に係る技術に関する演習	小計	3 時間
(ア) 抱きかかえ方および移乗の方法		
(イ) 車いすの移動介助		
イ 生活行為の介助	1 時間	

12 知的移動支援課程 合計 19 時間

(1) 講義	計	13 時間
ア 障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義	小計	3 時間
(ア) ホームヘルプサービス概論	2 時間	
(イ) 居宅介護従業者の職業倫理	1 時間	
イ 知的障害者(児)居宅介護等に関する講義	3 時間	
ウ 知的障害者(児)の疾病、障がい等に関する講義	4 時間	
エ 基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義	2 時間	
オ 障害者(児)の心理に関する講義	1 時間	
(2) 演習	計	6 時間
ア 移動の介助に係る技術に関する演習	小計	6 時間
(ア) 移動介助の基本技術	2 時間	
(イ) 屋内の移動介助	2 時間	
(ウ) 屋外の移動介助	2 時間	

13 強度行動基礎課程 合計 12 時間

(1) 講義	計	6.5 時間
ア 強度行動障がいがある者の基本的理解に関する講義	1.5 時間	
イ 強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5 時間	
(2) 演習	計	5.5 時間
ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1 時間	
イ 行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3 時間	
ウ 行動障がいの背景にある特性の理解に関する演習	1.5 時間	

14 強度行動実践課程 合計 12 時間

(1) 講義	計	3.5 時間
ア 強度行動障がいがある者へのチーム支援に関する講義	3 時間	
イ 強度行動障がいと生活の組立てに関する講義	0.5 時間	
(2) 演習	計	8.5 時間
ア 障がい特性の理解とアセスメントに関する演習	3 時間	
イ 環境調整による強度行動障がいの支援に関する演習	3 時間	
ウ 記録に基づく支援の評価に関する演習	1.5 時間	
エ 危機対応と虐待防止に関する演習	1 時間	

居宅介護職員初任者研修の免除科目及び時間

1 重度基礎課程修了者が、基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。

2 重度追加課程修了者が、基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・障害者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障がい等に関するもの。
- ・医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの。

3 重度統合課程修了者が、基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・障害者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障がい等に関するもの。
- ・医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの。

4 行動障がい支援課程修了者が、基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的障がい及び精神障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの。
- ・障害者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障がい等に関するもの。

5 同行援護一般課程修了者が、基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、視覚障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
- ・障害者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障がい等に関するもの
- ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、視覚障がいにに関するもの
- ・医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、視覚障がいにに関するもの

6 行動援護課程修了者が、基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的障がい及び精神障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの。

- ・障害者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障がい等に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義。

7 視覚移動支援課程修了者が、基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）
- ・ホームヘルプサービス概論（3時間）
- ・サービス利用者の理解（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障がい等に関するもの。
- ・介護概論（3時間）のうち、基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義。

8 全身性移動支援課程修了者が、基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）
- ・ホームヘルプサービス概論（3時間）
- ・サービス利用者の理解（3時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障がい等に関するもの。
- ・介護概論（3時間）のうち、基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義。

9 知的移動支援課程修了者が、基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）
- ・ホームヘルプサービス概論（3時間）
- ・サービス利用者の理解（3時間）のうち、知的障害者の疾病及び障がい等に関するもの。
- ・介護概論（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義。

10 初任者研修課程又は基礎研修課程修了者等が、視覚移動支援課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者福祉に係る制度およびサービスに関する講義のうち、移動の支援に係る制度及びサービスに関するものを除いたもの。
- ・身体障害者（児）居宅介護等に関する講義（3時間）
- ・視覚障害者（児）の疾病、障がい等に関する講義（2時間）
- ・障害者（児）の心理に関する講義（1時間）

11 初任者研修課程又は基礎研修課程修了者等が、全身性移動支援課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義のうち、移動の支援に係る制度及びサービスに関するものを除いたもの。
- ・身体障害者（児）居宅介護等に関する講義（3時間）
- ・障害者（児）の心理に関する講義（1時間）

(様式第1号)

第 号
修 了 証 明 書
氏 名
年 月 日生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する研修の（別記1）課程を修了したことを証明する。
年 月 日
職 氏 名

(様式第2号)

第 号
修了証明書（携帯用）
氏 名
年 月 日生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する研修の（別記1）課程を修了したことを証明する。
年 月 日
職 氏 名

(別記1)

- ・ 居宅介護職員初任者研修
- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修基礎
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修追加
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修統合
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援
- ・ 同行援護従業者養成研修一般
- ・ 同行援護従業者養成研修応用
- ・ 行動援護従業者養成研修
- ・ 視覚障害者移動支援従業者養成研修
- ・ 全身性障害者移動支援従業者養成研修
- ・ 知的障害者移動支援従業者養成研修

(様式第3号)

第 号

修了証書

氏 名

年 月 日生

あなたは、厚生労働省の定める（別記2）を修了したことを証します。

年 月 日

職 氏 名

(別記2)

- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
- ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）